平成２２年（フ）第６０８８号
大阪市生野区田島４丁目１番28号
破産者　平井　憲三
1　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
2　一般調査期日　平成23年10月31日午後４時
平成23年８月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１０８号
大阪府枚方市南中振１丁目54番35号
破産者　真戸原左官工業所こと　真戸原　定
1　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
2　一般調査期日　平成23年11月21日午後３時30分
平成23年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１号
大分県日田市大字高瀬732番地２
破産者　草本アサ子
1　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
2　一般調査期日　平成23年10月17日午前10時30分
平成23年８月19日　大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第２５６号
熊本市植木町正清888、住民票上の住所熊本県山鹿市熊入町244番地３
破産者　梅田ヨシエ
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年11月９日午前10時30分
平成23年８月19日
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第３４８号
東京都練馬区大泉学園町４丁目20番10号
破産者　長谷部智明
特別調査期日　平成23年９月26日午前11時45分
平成23年８月18日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第４号
愛知県刈谷市東刈谷町１丁目22番地15
破産者　株式会社安河
1　期日　平成23年10月31日午後３時35分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第４５号
山口県光市大字岩田210番地
破産者　鶴田　信嗣
異議申述期間　平成23年９月20日まで
平成23年８月19日　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第６５１号
宮崎県児湯郡新富町大字新田11336番地
破産者　有限会社宮崎鰻販売
異議申述期間　平成23年10月19日まで
平成23年８月19日　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７７号
愛媛県今治市大三島町宮浦5724番地
破産者　岡田　泰二
異議申述期間　平成23年10月20日まで
平成23年８月19日　松山地方裁判所今治支部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第１７９９号
東京都目黒区三田１丁目４－４－3004
破産者　生田　剛
審尋期日　平成23年10月19日午前10時30分
平成23年８月18日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０４９号
東京都品川区西品川３丁目19番８号
清算株式会社　株式会社アライ
代表清算人　新井みね子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第５２号
名古屋市西区万代町１丁目18番地
清算株式会社　株式会社小椋製作所
代表清算人　加藤　倫子
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令

平成２３年（再）第６２号
千葉県市川市東菅野３丁目20番１号
再生債務者　藤本　和巳
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２丁目４番１号　丸の内ビルディング23階2311区　梶谷綜合法律事務所　弁護士　松下　満俊
平成23年８月16日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第３６号
東京都江東区白河２丁目22番１－1101号
再生債務者　馬場　研輔
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月４日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年９月27日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年９月20日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成23年９月13日
平成23年８月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第１９号
神奈川県川崎市中原区宮内４丁目７番１号、開始決定時の住所神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目４番４号
再生債務者　株式会社デザインコーポレーション
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年８月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第３８号
神奈川県川崎市中原区宮内４丁目７番１号　等々力グリーンビレッジ102
再生債務者　髙田　耕次
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年８月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第４８号
東京都稲城市東長沼372番地の４
再生債務者　有限会社森山
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年８月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１号
広島県呉市川尻町西５－１－17
再生債務者　吉村　明
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年８月16日　広島地方裁判所呉支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１７２号
千葉県市川市塩浜４丁目２番45棟404号
再生債務者　吉村毅昇こと　鄭　毅昇
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月21日から平成23年10月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第２８号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉３丁目２番７号　アザレア103、住民票上の住所北海道川上郡弟子屈町川湯温泉３丁目２番７－103号
再生債務者　榊田　清実
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月８日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月22日から平成23年９月29日まで
釧路地方裁判所